明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（国土交通八三）　一

〔告　示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務三七三）　一〇
○旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領の一部を改正する告示（国土交通一〇二二）　二九
○一般貸切旅客自動車運送事業者が使用すべき運行記録計を定める告示（同一〇二三）　三一
○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（防衛一八七～一九七）　三五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
令和四年度財務諸表、独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示、司法書士名簿登録等、弁理士登録関係　六六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

省令

○国土交通省令第八十三号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第三項の規定に基づき、並びに同法及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）を実施するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月十日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫